人事院規則一―六一

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則

（人事院規則一―〇の一部改正）

第一条　人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

二十一　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）

（人事院規則九―六の一部改正）

第二条　人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　原子力規制庁原子力規制部	原子力施設検査官（人事院の定める者に限る。）	二

（人事院規則九―一七の一部改正）

第三条　人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十八の表原子力規制庁の項中「審議官」を「部長」に改め、同表に次のように加える。

原子力安全人材育成センター	副所長	二種
	課長	四種

（人事院規則九―三〇の一部改正）

第四条　人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第二号中「第二十一号」の下に「及び第二十二号」を加える。

（人事院規則一一―八の一部改正）

第五条　人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3　第一項に定めるもののほか、当分の間、次の各号に掲げる原子力規制庁の職員を法第八十一条の二第二項第三号の規則で定める職員とし、これらの職員の定年は、それぞれ当該各号に定める年齢とする。

一　原子力保安検査官（統括原子力保安検査官を除く。）、原子力施設検査官及び原子力防災専門官　年齢六十三年

二　地域原子力規制総括調整官及び統括原子力保安検査官　年齢六十五年

（人事院規則一一―九に関する経過措置）

第六条　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第四条の規定により読み替えられた法第八十一条の四第一項に規定する年齢六十年以上の機構退職者に対する規則一一―九（定年退職者等の再任用）第一条及び第二条第二項の規定の適用については、同規則第一条中「法第八十一条の四第一項に規定する定年退職者等及び同項に規定する自衛隊法による定年退職者等（次条第二項において「定年退職者等」と総称する。）」とあるのは「年齢六十年以上の機構退職者（独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第四条の規定により読み替えられた法第八十一条の四第一項に規定する年齢六十年以上の機構退職者をいう。次条第二項において同じ。）」と、同規則第二条第二項中「定年退職者等」とあるのは「年齢六十年以上の機構退職者」とする。

（人事院規則一九―〇に関する経過措置）

第七条　独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において旧機構事務補助職員等（常時勤務を要しない官職を占める職員に相当するものとして人事院が定める同法第一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構の職員をいう。以下この条において同じ。）であった者であって、施行日に原子力規制庁その他の原子力規制委員会に置かれる機関の常時勤務を要しない官職を占める職員となったものに対する規則一九―〇（職員の育児休業等）第三条第三号イ(1)及び第二十八条第二号イの規定の適用については、その者は、旧機構事務補助職員等として施行日の前日まで引き続いて在職していた間、施行日において占める官職を占める職員であったものとみなす。

附　則

この規則は、平成二十六年三月一日から施行する。

人事院は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）に基づき、平成二十六年四月一日における号俸の調整に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年二月二十八日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一三四

平成二十六年四月一日における号俸の調整

（平成二十六年四月一日において号俸の調整を行う職員）

第一条　国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。次項において「給与改定特例法」という。）附則第八条第三項の人事院規則で定める年齢は、四十五歳とする。

2　給与改定特例法附則第八条第三項の調整考慮事項並びに平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　平成二十六年四月一日（以下「調整日」という。）において三十八歳に満たない職員のうち、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員及び平成二十一年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員

二　調整日において三十八歳以上四十歳未満の職員のうち、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれか二以上に該当する職員

三　調整日において四十歳以上四十五歳未満の職員のうち、平成十九年昇給等抑制職員、平成二十年昇給等抑制職員又は平成二十一年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員

3　前項の平成十九年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

一　平成十九年一月一日において規則九―八―五七（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）附則第六項の規定により読み替えられた規則九―八―六一（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十七条若しくは規則九―八―五七附則第八項の規定により号俸を決定された職員又はこれらの規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号俸と、同規則附則第六項中「第三十七条第一項、第三項第一号」とあるのは「第三十七条第三項第一号」と、「同条第一項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数」と、「E」とあるのは「D又はE（給与法第八条第七項の規定の適用を受ける特定職員にあつては、C、D又はE）」と、同条第三項第一号」とあるのは「同条第三項第一号」と、同規則附則第八項中「相当する数から一を減じて得た数に、切替日」とあるのは「、切替日」と読み替えた場合におけるこれらの規定により同日に受けることとなる号俸とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）

イ　平成十九年一月一日から調整日までの間に、規則九―八第二十三条第三項、第二十六条第二項（同規則第二十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第四十三条の規定により号俸を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

ロ　平成十九年一月一日から調整日までの間に、俸給表の適用を異にする異動又は俸給表の適用を異にしない規則九―八別表第二に定める初任給基準表（規則九―八―六九（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―八別表第六に定める初任給基準表を含む。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「俸給表異動等」という。）をした職員